

平成26年分

確定申告が始まります

申告期間

2月16日(月)～3月16日(月)

問合せ

税務課税務グループ ☎2513

確定申告の時期が迫ってきました。次の項目を参考にご準備を進めていただき、期間中に済まされますようお願いいたします。

申告が必要かどうかご不明な方は、必ずご相談ください。

申告が必要な方へのご案内方法

『役場』から案内ハガキをお送りします。昨年確定申告をした方には、『税務署』からも案内が送付されます。税務署から申告用紙が直接送付されなくても、役場で用意していますので、お申し付けください。

※国税庁ホームページ「確

定申告書等作成コーナー」で、作成した申告書を印刷して提出することもできます。

案内が来ない方の申告

案内が来なくても、左記①～④のような場合は申告が必要です。

- ① 生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方
- ② 土地・建物などを売却した方
- ③ 医療費控除や寄付金控除など、各種控除の適用を受けた方
- ④ 住宅の取得による借入金等控除の適用を受けたい方

年金収入が400万円以下の方

年金以外の所得が20万円以下の方は、原則、確定申告は不要です。

ただし、年金の源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けたい方など、源泉所得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。

収入のない方

収入が0円でも、その旨を

申告する必要があります。

申告がないと正確な計算ができず、国民健康保険税などの各種料金(税)が割高になる、各種公的制度が利用できなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

申告に必要なもの

- ・源泉徴収票(給与や年金)
- ・社会保険料控除証明書(国民年金保険料など)
- ・保険料控除証明書(生命・医療介護・個人年金・地震などの任意保険) ※原則、火災保険は含まれません。
- ・医療費の領収書(病院の自己負担など)
- ※10万円を超えなくても控除が適用される場合があります。

- ・印かん
- ・金融機関の口座番号
- ※還付を受ける場合のみ

このほかに、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

追分地区の方【申告日一覧】

(昨年と順番が異なります。ご注意ください。)

月 日	割当地区など
2月16日(月)	花園地区1～2丁目
2月17日(火)	花園地区3～4丁目
2月18日(水)	若草地区1～2丁目
2月19日(木)	若草地区3丁目
2月20日(金)	柏が丘・緑が丘・中央地区
2月23日(月)	青葉地区
2月24日(火)	白樺地区
2月25日(水)	本町地区1～4丁目
2月26日(木)	本町地区5～7丁目
2月27日(金)	その他の地区、指定日に来られない方
3月2日(月) ～16日(月) (土日を除く。)	農業所得の方

◆申告会場◆

【早来地区の方】

会 場：保健センター2階(早来庁舎横)

受付時間：9時～17時

申 告 日：事業所得や不動産所得のある方のみ、目安の日時をハガキでご案内します。

【追分地区の方】

会 場：役場追分庁舎2階

受付時間：9時～17時

申 告 日：左表のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。

苫小牧税務署は下記会場で申告を受付けます。

会 場：苫小牧市労働福祉センター2階(末広町1丁目15番7号)

開設期間：2月2日(月)～3月16日(月)

開設時間：9時～17時(受付終了：16時)

(税務署では、受付けしていません。)